



答申第10号

平成8年3月15日

相模原市議会議長 細谷 隣 殿

相模原市公文書公開審査会
会長 栗原



公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成7年10月26日付けFN○. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成6年度相模原市議会友好訪中団に係る復命書に添付された行政視察報告書の視察者名は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成6年度相模原市議会友好訪中団（以下「議員訪中団」という。）に係る復命書に添付された行政視察報告書（以下「本件文書」という。）に記載された情報のうち視察者名を相模原市議会が平成7年10月11日付けで非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、相模原市議会が本件文書に記載された視察者名を相模原市公文書公開条例（昭和61年相模原市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項第1号に該当するとした非公開の決定は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 実施機関は、本件文書に記載されている視察者名は「個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報である」として非公開としているが、相模原市議会議員（以下「議員」という。）は公人であり、行政視察はそもそも、公務で、公金を使って行われているものである。公人が公務で行った行為に係るものまでも条例第6条第1項第1号に該当するとは認めがたい。

イ 本件文書の作成についてはなんら規定もなく、任意に提出されたものであると主張しているが、公文書である議員訪中団に係る復命書に添付された文書であり、当該復命書と同様の扱いをすべきである。

ウ 友好都市を締結している津久井町などでは友好都市に訪問するに際しては、事前に議会だよりでも趣旨を発表するとともに、結果については報告書を作成し、これを全戸に配布している。その報告書には友好訪問をした個人の氏名まで記載されている。

エ 市民には知る権利があるとともに、本件文書以外に議員訪中団に参加したそれぞれの議員がどのような視察をして、どのような感想を抱いたか知る術がない。

このことから、条例第6条第1項第1号ただし書に規定する「公開することが公益上必要と認められるもの」に該当しないという趣旨は適切でない。

3 実施機関の非公開理由説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 相模原市議会友好訪中団について

相模原市と中国の無錫市とが昭和60年11月に友好都市を締結して以来、相模原市議会は無錫市との友好交流を目的に毎年、無錫市への相模原市議会友好訪中団を組織し、行政情報の交換等を行い友好の絆を深めてきている。

(2) 行政視察に係る報告書の作成について

市長の事務部局の職員が視察あるいは会議に出席した場合は、相模原市職員服務規程に基づき復命書を作成することとされているが、議員の行政視察に係る復命書の作成については、なんら規定がないものである。しかしながら、行政視察には、相模原市議会事務局（以下「議会事務局」という。）の職員が随行しており、相模原市議会事務局の組織等に関する規程（昭和39年3月31日議会告示第1号。以下「議会事務局規程」という。）において、服務、文書等の取扱いは、市長の事務部局の例により取扱うこととされていることから、この規定に準じて復命書を作成している。また、行政視察に参加した議員には、当該復命書とは別に、議会事務局が今後の行政視察の参考に資するために作成した「行政視察報告書」をあわせて提出するよう求めている。

この行政視察報告書は、行政視察に参加した議員に、個人の自由な意見、感想等を記載していただき、任意に提出をお願いしているものである。

(3) 本件文書について

本件文書は、このようにして作成された、議員訪中団に係る復命書に添付された行政視察報告書で、議員訪中団に参加した全議員から提出されたものである。

(4) 条例第6条第1項第1号本文該当性について

ア 本件文書は、議会事務局が作成した様式に議員個人の自由闊達な意見、感想を自筆で記載したものであり、そのすべてが、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから、条例第6条第1項第1号本文に該当する。

イ 本件文書は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから、本来はすべてが非公開となるものであるが、条例第6条第2項において、「公開することができない情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、公開することができない情報に係る部分を除いて、当該公文書を公開するもの」と規定されている。

ウ 本件文書に記載された視察者名を除いた情報からは、特定の個人が識別できなくなるため、視察者名を除いて公開したものである。しかしながら、視察者名は特定の個人が識別されることから、条例第6条第1項第1号本文に該当するものとして非公開としたものである。

(5) 条例第6条第1項第1号ただし書該当性について

本件文書は、今後の行政視察の参考に資する目的で、議員訪中団に参加した議員より、任意に提出された文書であり、公表することを目的として作成し、又は取得した情報及び法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した文書ではなく、かつ、公開する公益上の必要性が認められず、同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 本件文書について

ア 相模原市議会議長の権限に属する事務を処理するため、議会事務局の組織、事務分掌、文書の取扱い、職員の職務等についての必要な事項が議会事務局規程に定められている。そして、議会事務局規程第13条によれば、「服務、給与、人事、福祉、文書の取扱い、事務の専決等については、市長の事務部局の例による。」ものとされている。

イ 本件文書は、この例に従って作成された議員訪中団に係る復命書に添付されているものであるが、本件文書の作成についての特段の定めはなく、議会事務局が今後の類似の視察等の参考に資するため、視察に参加した議員から任意に提出を求めているもので、報告年月日、報告（復命）先、委員会名、視察者名、視察市名、視察期間、視察目的、意見・感想が記載された報告文書であることが確認された。

(2) 条例第6条第1項第1号本文該当性について

ア 条例第6条第1項第1号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」については、公開しないことができるとしている。

これは、憲法上の個人の尊厳に係る基本的人権としての個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、非公開とすることを定めたものであると解される。

ところで、「個人に関する情報」とは、①住所、氏名等の基本的事項に関する情報、②社会的な地位、活動、経歴に関する情報、③知識、技能、能力に関

する情報、④思想、信条に関する情報、⑤経済的な状況に関する情報、⑥心身に関する情報、⑦その他特定の個人が識別され得る情報をいう。また、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、特定の個人であると明らかに識別できるもののほか、識別できる可能性がある情報をいう。すなわち、氏名等のように特定の個人が識別できる情報はもとより、それらが含まれていない情報であっても、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別できる情報も本号本文に該当する情報であると解される。また、本号本文に該当する情報は、公務員や公職者の個人に関する情報とその他の個人に関する情報とを区別して公開又は非公開の判断を行うようには定めていないと解される。

イ 当審査会において、本件文書について個別、具体的に審査した結果、本件文書に記載された視察者名は、特定の個人が識別される情報であると認められ、条例第6条第1項第1号本文に該当するものと判断する。

(3) 条例第6条第1項第1号ただし書該当性について

ア 条例第6条第1項第1号ただし書では、個人に関する情報であっても、例外的に公開できる情報を掲げ、同号ただし書ア又はイに該当する情報については、公開することができるとしている。

イ 同号ただし書アは、公表することを目的として作成し、又は取得した情報について規定している。ここでいう「公表をすることを目的として作成し、又は取得した情報」とは、①当該個人が公表することについて了承していると認められるもの、②公表することを前提に提供されたもの、③当該個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得るもの、④実施機関が従前より慣行上公表しており、かつ、今後公表してもそれが他人に知られたくない情報でないことが確実なものをいい、「公表をすること」とは、広報紙等を通じて広く市民一般に積極的に周知する場合だけではなく、事務事業の執行上又は行政の責務として市民の要望に応じて提供することが予定されているものも含まれると解される。

ウ 同号ただし書イは、法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報である。

エ 当審査会において、前述(2)、イで条例第6条第1項第1号本文に該当するものと判断した情報について、個別、具体的に審査したが、当該情報は、法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際し

て作成し、又は取得した情報でないことから、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

オ　ところで、条例の実施機関である市長、教育委員会等では、本件文書に類似した先進都市視察報告書、出張命令票、会議報告（復命）書等の公文書公開請求に係る実施機関の職員の職務に関する情報の公開、非公開の判断に当たっては、特定の個人（職員）が識別される情報であっても、個人が識別されるか否かに主眼をおいて、判断をするのではなく、実施機関に係る情報としてとらえ、特定の個人（職員）が識別される情報を公開することにより、公共の利益及び公正、円滑な事務事業の確保等との調整を図るため、公文書を公開しないことができることを定めたと解される条例第6条第1項第3号、第4号、第5号及び第7号に該当するか否かについて判断を行い、そして当該各号のいずれにも該当しない場合については、特定の個人（職員）が識別される情報であっても、当該個人情報（職、氏名、結果（感想等）等）は例外的に公開できる情報を掲げた条例第6条第1項第1号ただし書アに該当させるよう条例を解釈し、運用がなされている。当議会においても、これらと同様に条例を解釈し、本件文書が添付されていた、議員訪中団に係る復命書に記載された視察者名及び印影については、公開をしたものと解される。

カ　これは条例全体にわたる解釈及び運用を定めた条例第3条が「実施機関は、公文書の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。」と規定し、公開しないことができる公文書の範囲は、原則公開の精神に立って判断するものであるとするなど、原則公開の精神を明らかにしていると解されるゆえんである。

キ　一方、同条後段では、「この場合において、実施機関は、第三者の権利又は利益が不当に侵害されることのないように最大限の配慮をしなければならない。」と規定していることから、原則公開のこの条例においても、第三者に関する情報については、この規定の趣旨を十分尊重して判断する必要があると解する。

ク　当審査会では、これらを踏まえ、慎重に審査した結果、議会は地方自治制度上、執行機関とは異なる特有の自主性を持ち、各議員には政治活動の自由も保障されている。また、議員は選挙により選ばれるという特殊性はうかがえるものの、非常勤特別職であること、議員訪中団が公務により行われたものであること及び非公開とした視察者名を公開したとしても、本件文書に記載されている情報が条例第6条第1項第3号、第4号、第5号及び第7号に規定する非公

開事由に該当するとまで認めがたく、本件非公開部分は条例第6条第1項第1号ただし書アに該当させるよう条例を解釈し、運用を図ることが条例の趣旨、目的に合致するものと判断する。

(4) 結論

以上のとおり、本件文書に記載された視察者名は公開すべきである。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成7. 10. 26	○ 諮 問
11. 1 (第59回審査会)	○ 審 議 ○ 実施機関（主管：議会事務局庶務課）に公文書公開（一部公開）決定理由説明書の提出依頼
11. 22	○ 実施機関から公文書公開（一部公開）決定理由説明書を受理 ○ 不服申立人に公文書公開（一部公開）決定理由説明書の写しを送付 ○ 不服申立人に公文書公開（一部公開）決定理由説明書に対する意見書の提出依頼
12. 6 (第60回審査会)	○ 実施機関の職員（議会事務局庶務課長ほか1名）から公文書公開（一部公開）決定理由説明の聴取
12. 14	○ 不服申立人から決定理由説明書に対する意見書を受理 ○ 不服申立人から提出された意見書の写しを実施機関へ送付
平成8. 1. 17 (第61回審査会)	○ 不服申立人から意見聴取
2. 8 (第62回審査会)	○ 審 議
3. 6 (第63回審査会)	○ 審 議
3. 15	○ 答 申